

## 国若しくは地方公共団体等又は公益的事業等を 表示する標章に関する情報提供について

商標法第4条第1項第6号に関する審査を迅速かつ的確に行うため下記の要領で関係する情報の提供を受け付けることとする。

第4条第1項 次に掲げる商標については、前条の規定にかかわらず、商標登録を受けることができない。

第6号 国若しくは地方公共団体若しくはこれらの機関、公益に関する団体であつて営利を目的としないもの又は公益に関する事業であつて営利を目的としないものを表示する標章であつて著名なものと同様又は類似の商標

### 1. 情報提供の方法

国若しくは地方公共団体若しくはこれらの機関、営利を目的としない公益に関する団体であつて、商標法第4条第1項第6号に掲げる商標である旨の情報を提供する者は、書面をもって次の事項が明確となる資料等を提出する。（別紙文例参照）

- ① 商標法第4条第1項第6号に該当する標章
- ② 情報提供に係る標章が商標法第4条第1項第6号に該当するものであることの説明
- ③ 情報提供に係る標章が著名なものとなっている事実
- ④ 公益団体を表す標章の場合には、その団体の設立目的及び組織、人員等
- ⑤ 公益に関する事業を表す標章の場合には、その事業の目的、内容並びに事業主体となっている団体の設立目的及び組織、人員等

### 2. 提出された情報の取扱い

- (1) 本件情報提供は、商標審査基準室が受け付けることとする。
- (2) 商標審査基準室は、標章の使用状況等提供された情報に疑義がある場合には、情報提供した者に対して、説明を求め又は新たな資料の提供を求めることができるものとする。
- (3) 商標審査基準室は、情報提供に係る標章を審査・審判に係属している出願の審査・審理に反映させるために審査・審判官に周知を図ると共に、関係資料を管理することとする。

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

- [「第4条第1項第6号（国、地方公共団体等の著名な標章）」の審査基準](#)

情報提供する場合の文例

平成 年 月 日
特許庁審査業務部商標課長 宛
(提出者の名称) (※1) 責任者 氏名 (担当者) 部署 担当者氏名 電話番号、FAX番号
(件 名) (※2)
(提出の理由等を記載する。) (※3)
[添付資料] (※4) (1) 商標法第4条第1項第6号に該当する標章の見本 (2) 使用に係る標章が著名なものとなっている事実を証する資料

〔備考〕

- ※1 「提出者の名称」の欄には、情報を提出する団体等の名称及び当該標章に関しての事務取扱責任者の役職及び氏名を記載し、押印する。  
その下段に、本件に関する事務担当の部署、担当者、電話番号、FAX番号を記載する。  
記載例 ××県〇〇大会実行委員会  
委員長 商標 一郎
- ※2 「件名」には、どのような標章を情報提供するのかを簡潔に記載する。  
記載例 〇〇大会のシンボルマーク（名称・愛称・ロゴマーク・マスコットキャラクター等）の情報提供について
- ※3 「提出の理由等」としては、標章を使用する団体・事業の概要、標章の使用方法・期間等、当該標章が商標法第4条第1項第6号に規定する標章に該当するものであることについて説明する。
- ※4 [添付資料]には、「商標法第4条第1項第6号に該当する標章の見本」の他、例えば以下の資料を添付する。  
① 当該標章が著名であることを証する新聞記事・広報誌・パンフレット等の資料  
② 公益団体を表す標章の場合には、団体の設立目的及び組織、人員等を説明したパンフレット  
③ 公益に関する事業を表す標章の場合には、その事業の目的、内容並びに事業主体となっている団体の設立目的及び組織、人員等を説明したパンフレット  
④ その他関連する資料（必要な場合に添付する。）